

## 令和7年小樽市議会第1回定例会

### 市長提案説明

令和7年第1回定例会の開催に当たり、ただ今上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、新年度に向けた市政執行に対する私の所信の一端と施策の概要を申し上げます。

ここ数か月、小樽港についての3つの受賞と、日本遺産認定という、嬉しい知らせが相次いで届きました。

これは、官民で連携して、未来のあるべき姿を思い描きながら、まちの強みを活かす努力を積み重ねてきたことが結実したものであり、本市のまちづくり全体に通じる姿勢であると考えています。

小樽港については、市内中心部に近い強みを活かし、港を観光拠点とする、第3号ふ頭及び周辺区域の再開発を、官民で意見を交わしながら、進めてまいりました。

令和5年の「クルーズターミナル」の運用開始に続き、昨年3月に「小樽国際インフォメーションセンター」が開業、4月には、大型クルーズ船対応岸壁が供用開始するとともに、「みなとオアシス」が国に登録されました。

クルーズ船の全てを市内中心部に近い第3号ふ頭で受け入れられるようになったことで、新しい人の流れが生まれています。

こうした港の利便性向上と新たなにぎわいの創出が高く評価され、「みなと観光」を推進してきた小樽商工会議所が「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞 優秀賞」を、本市が「クルーズ・オブ・ザ・イヤー 2024 特別賞」を、そして小樽港が「ポート・オブ・ザ・イヤー 2

024」を受賞したことは、大変光栄であり、今後の更なる発展の契機となるものと思っております。

そして迎える令和7年度中には、小樽港観光船ターミナル、小型船（ふな）だまり、イベント広場などを備えた緑地が完成予定であり、にぎわいのある国際交流空間を目指して整備を進めてきた、第3号ふ頭と周辺区域は、その強みをフルに発揮しようとしています。この場所が、市民にも来訪者にも親しまれる魅力的なエリアとなるよう、また多くのクルーズ船が訪れ、市内各所に新たなにぎわいが生まれるよう、今後とも官民で連携して取り組んでまいります。

港と並ぶ本市の強み、歴史文化については、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～民（たみ）の力で創られ蘇（よみがえ）った北の商都～」が、悲願であった、小樽市単独の日本遺産として、今月、文化庁に認定されました。携わってきた関係の皆様には改めて感謝を申し上げます。

ここからが、本当のスタートです。認定された日本遺産ストーリーを広めるとともに、構成文化財の利活用を進めます。

認定に続いて、日本遺産の構成文化財であり、この4月にリニューアルオープンする、旧日本郵船株式会社小樽支店は、民間のノウハウを取り入れ、重要文化財の魅力を生かしてまいります。民間組織を中心にイベントなどを展開している、旧北海製罐小樽工場第3倉庫の利活用と併せて、北運河地区への回遊性を高めていくなど、「民（たみ）の力」とともに、日本遺産を生かしたまちづくりを進めます。

本市の未来を描く上で、時代の変化への対応も重要です。

本市の観光は、コロナ禍後の旅行需要の回復と、宿泊施設の増加を背

景に、令和6年度・上期の観光入込客数は、コロナ前の水準まで回復するとともに、宿泊客数、外国人宿泊客数ともに過去最多を記録しており、今後も多くの観光客が国内外から訪れるものと期待されます。

一方で、観光客の過度な集中やマナー違反による市民生活への影響、いわゆるオーバーツーリズムが生じています。

観光がもたらす恩恵と、市民の安心・快適な暮らしとの両立を図っていかねばなりません。関係機関と連携しながら適切な対策を講じ、持続可能な観光都市づくりを進めてまいります。

近年の異常気象の激甚化・頻発化は、地球温暖化の影響があると考えられており、本市においても、大雨による土砂災害や道路冠水などの被害が生じています。

こうしたリスクに備えるため、道路の溢水対策を進めるとともに、昨年10月に決定した「ゼロカーボンシティ小樽市」のロゴマークをシンボルとして、市民、事業者の皆さんとともに、脱炭素に向けた取組を強化してまいります。

変化への対応として最も重要な、人口減少対策についてです。

本市では、低い出生率と、若年層の転出超過による子育て世代の減少が相まって、出生数が減り続け、本市の昨年の出生数は311人と、ピーク時の10分の1以下となりました。これは将来の子育て世代が減少することで出生数の更なる減少を招く一方、高齢化が進んでいるため、当面、「自然減」に歯止めをかけることは難しい状況です。

このため、まずは「社会減」に歯止めをかける視点で、子育て世代の負担軽減などに力を入れてきたところであり、ここ数年、社会減が抑制されてきていることから、一定の効果はあったと感じております。

今後は、これまでの取組に加えて、少子化対策の視点も持って、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、親子・子どもの居場所づくりを強化してまいります。また、北海道などと連携した東京一極集中対策のほか、札幌に隣接していることを「強み」と捉えた移住・定住促進策、労働力不足に対応する人材確保策など、総合的な人口対策を展開してまいります。

ここまで申し上げた考え方に共通する、「まちの強みと民の力による未来を志向したまちづくり」を新年度の市政執行の基本方針として、歴史や海・港などの本市の強みと市民・民間の力を最大限に活かしながら、人口対策をはじめ、新たなにぎわいの創出と、脱炭素など時代の変化に柔軟に対応した、未来志向のまちづくりを推進してまいります。

次に、予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

令和7年度は歳入では、人口減少などにより市税などの一般財源収入の大幅な増加は見込めない中であって、人件費の上昇、物価高、金利上昇などの歳出増加要因が拡大していることから、前年度と同様に、歳出に対し多額の歳入が不足する、厳しい財政運営になるものと想定されました。

不足する歳入は、これまで積み立ててきた財政調整基金からの繰入により対応しますが、同基金は、中長期に渡り安定的な行政サービスを維持するため、その残高の確保にも留意して活用しなければなりませんし、一方では企業版ふるさと納税など民間資金の更なる獲得など、積極的な「民の力」の活用にも努めてまいります。

このため、最重要課題である人口対策のほか、自治体DXやゼロカーボンの推進など、喫緊の課題解決に向けた取組への重点的な予算配分を

意識しながらも、後年度の財政負担や施策の優先順位、効果などを十分に考慮した上で、7年度に予算化すべき事業を厳選し、収支均衡予算を編成したところであります。

それでは、先ほど申し上げた、「まちの強みと民の力による未来を指向したまちづくり」の基本方針に基づき、6つのまちづくりの視点に沿って、当初予算に計上した主な事業の概要を御説明申し上げます。

なお、教育行政の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明いたしますので、私からは予算面から主なものに絞って申し上げます。

はじめに、視点の1つ目、「人口対策」といたしましては、「子育て」「しごと」「移住」の3つを柱として取り組んでまいります。

まず、第1の柱「子育て」についてですが、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援としましては、新たに生後1か月児の健診にかかる費用を助成することで、児童の発達状況や育児上の問題等について確認し、早期発見による適切な支援へつなげるとともに、育児不安や心身の不調等を抱える母親を対象に実施する産後ケアについて、新たに生後1年まで利用できる短時間のデイケア型を新設いたします。また、安定的な周産期医療体制を維持するため、市内で唯一分娩を取扱う北海道社会事業協会小樽病院に対する支援を引き続き行ってまいります。

保育環境の充実と従事者の確保に関しましては、市内の民間保育施設等が行う施設整備にかかる費用を補助するとともに、保育士の業務負担軽減を目的とした、民間保育所等のICT整備に対する補助のほか、新規に就労した保育士等に対する一時金の支給により、保育士等の人材の確保に努めてまいります。

親子・子どもの居場所の充実につきましては、こども家庭センターとの連携や商業施設内で気軽に来館できるメリットを生かし、新たにウイングベイ小樽に子どもや保護者が安心して過ごすことができる「おやこの集いの場」を整備するとともに、放課後児童クラブについて、令和7年度から開設時間を拡大するほか、運營業務を民間事業者へ委託し、サービスと質の向上を図ってまいります。また、小樽公園の再整備として、駐車場の整備と令和8年度に予定する工事の発注に必要となる実勢価格調査を実施するほか、市内公園の老朽化した遊具や施設について、地域住民のニーズを踏まえた更新を進めてまいります。

教育環境の充実につきましては、小中学校の1人1台端末の更新を行うとともに、屋内運動場暖房設備の更新と校舎・屋内運動場トイレの洋式化等の改修を進めます。

次に、第2の柱「しごと」についてですが、創業と事業承継の支援につきましては、新規創業者に対する賃貸料等の補助のほか、事業承継に関する周知啓発や個別相談などの取組を引き続き進めてまいります。

安定した人材の確保としましては、札幌圏を含む若い世代と市内企業のマッチングにつなげるため、企業出前講座や企業見学ツアーなどを行うほか、UIJターンを促進するため、東京に本部がある大学の学生・院生が、市内企業への就職活動に参加するための交通費や、移住する際に要した移転費への支援を行ってまいります。

介護人材の確保につきましては、中高生などを対象とした出前講座や仕事体験を実施するとともに、一般の方を対象とした介護の仕事就職支援セミナーを開催するほか、新たに介護の資格取得等に係る研修費用の助成を行います。また、介護職として就労する外国人の方を対象として、研修会や交流会を開催し、介護の質の向上と職場への定着を図ってまい

ります。

看護職員の確保につきましては、「小樽市看護職員確保対策協議会」での議論を踏まえ、看護学科のある近隣都市の大学・専門学校などへの訪問や、市内医療機関を紹介するウェブサイトの開設、SNSへの広告掲載により情報発信を行ってまいります。

次に、第3の柱「移住」についてですが、移住希望者に対する情報発信としましては、札幌のFMラジオ局と連携した小樽の魅力発信事業や、移住情報サイト「笑（え）になるおたる」などによる情報発信のほか、小樽商工会議所とも連携し、「移住・起業『ひと旗』サポートセンター」によるワンストップでの移住相談などの充実に努めてまいります。また、発達支援事業所等と連携した親子ワーケーションや、短期の仕事と暮らしを組み合わせた移住体験事業のほか、移住に対する支援金や住宅取得費等に対する補助を引き続き行い、移住の促進を図ってまいります。

次に、視点の二つ目「次世代を見据えたまちづくり」についてであります。

まず、脱炭素社会の実現に向けた取組としましては、環境イベントの開催や、家庭で脱炭素につながる取組を促す「デコ活」の普及を進めるほか、事業者向けにはゼロカーボン認定制度を創設するとともに、省エネ診断料の補助に加えて、新たに省エネ診断に基づく省エネ対策に係る設備更新等への助成を行うなど、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進してまいります。

市有施設につきましては、観光船ターミナルの整備において、高断熱設備と高効率な省エネルギー設備を備えたゼブ・レディ仕様を採用するとともに太陽光発電設備を設置するほか、既存施設への再生可能エネルギー

ギー導入に向け、太陽光発電設備の導入可能性調査を行います。

また、市内の小学校の屋内運動場や保育所等における照明設備をLED化するとともに、小樽運河倉庫群へのライトアップにつきましても、投光器のLED化を行います。

デジタル技術の活用に関しましては、市役所別館1階に、マイナンバーカードを利用して住民票の写し・印鑑登録証明書を取得できる「行政キオスク端末」を新たに設置するとともに、行政手続きのオンライン化や窓口のキャッシュレス化を進めることで、市民サービスの向上に努めてまいります。

また、人流データを用いて、観光などの効果的な施策検討に役立てる調査を引き続き実施するほか、市の契約事務に関して電子契約サービスを導入し、市と事業者双方の利便性を高めてまいります。

新幹線開業を見据えたまちづくりに関しましては、新小樽仮称駅周辺の立体駐車場整備に必要な地質調査等を実施してまいります。

市民や民間の力を取り込んだまちづくりとしましては、地域おこし協力隊の制度を活用し、旧北海製罐第3倉庫の利活用案の実現に向けた事業実施体制の構築等に取り組むほか、ふるさと納税制度における寄附者への返礼品の磨き上げや拡充、プロモーションを継続するとともに、企業版ふるさと納税サイトを活用した寄附促進の取組を進めてまいります。

また、市民ニーズの迅速な把握と、市政への市民参加を図るため、「市政アンケートモニター制度」を導入します。

公共施設の整備に関しましては、新総合体育館の整備に向けて、設計・建設等を担う事業者の選定を行い、設計を開始します。また、市民会館ホールの空調設備やさくら学園の施設改修などの老朽化対策のほか、手宮公園競技場について、第3種公認陸上競技場の公認継続に向け、トラック等の改修を実施してまいります。本庁舎については、近年の状況変化

を踏まえ、概算事業費や基本構想策定などのスケジュールを再検討し、「小樽市本庁舎長寿命化計画」の改定を行います。

組織力強化を目指した職員育成につきましては、建築物に係る業務上必要な国家資格の取得経費を助成し、建築技術職員の育成と資格者確保を図ってまいります。

次に、視点の三つ目、「魅力を活かしたまちづくり」についてであります。

まず、「歴史」の魅力を活かしたまちづくりに関しましては、国の支援制度を活用して歴史的建造物の保全や景観向上を図るため、「歴史的風致形成建造物」の指定など、「小樽市歴史的風致維持向上計画」に基づく取組を進めてまいります。

日本遺産、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」については、事業主体である小樽市日本遺産推進協議会への補助により、フォーラムの開催や観光事業者向け日本遺産研修の実施などの事業を進め、ストーリーを生かした観光振興を図ってまいります。また、その構成文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店にW i - F i 環境を整備し、キャッシュレス決済及び多言語対応の展示形式を導入し、外国人観光客を含めた来館者の利便性向上を図ってまいります。

こうした日本遺産を活かす取組も進めることにより、文化、経済、観光の好循環を実現し、地域ブランド力の向上に努めてまいります。

「港」の魅力を活かしたまちづくりに関しましては、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発について、令和7年度は、イベント広場などを備えた緑地や観光船の乗り場となる小型船（ふな）だまりの整備を進めるとともに、多目的ホールを備えた観光船ターミナルについて、脱炭素化の推進にも配慮しながら整備を進め、賑わいの創出を図ってまいります。ま

た、再開発に関連して「ポート・オブ・ザ・イヤー2024」など3つの賞を受賞したことを記念し、観光船ターミナル竣工に合わせて、市と経済団体が連携し、式典及び受賞記念セミナー等を開催いたします。

「食」の魅力発信につきましては、水産物のブランド化を進めるため、小樽おさかな普及推進委員会のホームページによるPRや、「小樽水産加工グランプリ」受賞商品のパンフレット作製、フェア開催などによるPRを行います。また、小樽産品の販路拡大のため、関東・関西・新潟での商談会への出展や新商品開発の支援などを行うほか、海外販路の拡大を目指す市内企業に対し、商談会出展などの支援を継続してまいります。

次に、視点の四つ目、「活力を生み出すまちづくり」についてであります。

まず、企業誘致の推進に関しましては、引き続き、デジタル関連企業等のサテライトオフィス誘致に向けた取組を行うとともに、首都圏等における産業展への出展や企業訪問のほか、札幌圏企業の設備投資動向を把握し、効果的な誘致活動に努めてまいります。

港湾機能を生かした経済活性化に関しましては、観光の利便性が高まった強みを生かしてクルーズ船のさらなる誘致活動を進めるほか、海外コンテナ航路における貨物増や新規貨物の獲得などを目指したポートセールスを行うとともに、国内フェリー航路の利用促進のため、割安な旅行商品の企画販売や小樽周遊ツアーの商品造成などを行ってまいります。

観光地域づくりと誘客促進に関しましては、観光による経済効果を広げるため、小樽観光協会と連携して、夜の観光振興の取組や、閑散期対策などを継続して実施するほか、旅行代理店やランドオペレーター等に

よる商品造成を促進するための外国語観光セールスツールの作成や、新たにアドベンチャーツーリズムのコンテンツ商品造成・販売を支援し、インバウンドの誘致を強化してまいります。

また、北海道新幹線の札幌延伸を見据え、広域周遊観光を促進するため、自治体連携事業を行うこととし、令和7年度は函館市開催のイベントにおいて合同PRを実施いたします。

オーバーツーリズムの問題につきましては、船見坂などへの警備員の配置や注意看板の設置などにより、観光客への注意喚起やマナー啓発を行うとともに、関係機関・事業者と連携した「オーバーツーリズム対策連絡協議会」において、観光客の受け入れと住民生活の質の確保を両立させ、持続可能な観光地域づくりを目指し、地域の実情に応じた具体的な対策を講じます。

令和8年4月から導入する宿泊税につきましては、その具体的な使途について、宿泊施設の団体や学識経験者などで構成する会議を設置して検討してまいります。

水産業の振興に関しましては、磯焼けによる海洋資源の減少を抑制するため、昆布の増養殖設備の試験的な設置に対する支援を行います。

次に、視点の五つ目、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

まず、消防に関しましては、令和8年度から後志管内3つの消防本部が共同運用する消防指令センターの整備について、機器導入及び庁舎改修工事等を行います。

災害への備えとしましては、避難所の災害備蓄品として、備蓄食数を拡充するほか、寒さ対策として毛布やストーブの整備を進めてまいります。また、道路の溢水対策として、令和5年9月の豪雨で市道が冠水し

た堺町・勝納両地区において、雨水排水施設の整備を進め、被害の軽減を図ってまいります。

雪対策としましては、冬期間における円滑な道路交通を確保し、市民生活と経済活動に支障をきたすことがないように、バス路線や主要な通学路等を優先した、予防保全の視点も持った効率的な除排雪を行うとともに、老朽化したロードヒーティング施設や除排雪機械を計画的に更新することで、安全・安心で快適な市民生活の確保に努めてまいります。

夏の暑さへの対策としましては、子どもたちと市民が利用する市有施設を優先して冷房設備整備を進めることとし、公立保育所や勤労青少年ホームなどに冷房設備を整備し、夏季においても子どもたちや市民の皆さんが快適に過ごせる環境づくりを進めてまいります。

支援を必要とする方々へのサポートに関しましては、日常生活を営むために医療的ケアを要する状態にある子どもの支援として、小中学校等への看護師等の派遣先をさらに拡大するとともに、近年社会問題となっているヤングケアラーについて、新たに子どもたちの理解を深めるための講習会やアンケート調査を実施し、早期支援や課題解決に繋げてまいります。

障害者の支援体制につきましては、身体・知的・精神障害などの総合的な相談業務を実施し、地域の相談支援の拠点となる、基幹相談支援センターの業務を、新たに専門性を持った事業者に委託することで、機能強化を図ってまいります。

また、一次救急医療の拠点である夜間急病センターについて、引き続き運営体制を維持確保することにより、市民の皆さんの夜間における救急医療の不安解消に努めます。

最後に、視点の六つ目、「暮らしを支えるまちづくり」についてであ

ります。

健康づくりに関しましては、がん検診の受診率向上を図るため、個別の受診勧奨及び広報の強化や、子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券配布などを行うほか、国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率向上のため、引き続き、自己負担額を無料とし、ＱＵＯカードを景品としたキャンペーンを実施してまいります。

また、市と包括連携協定を締結した北海道済生会が行っている、「ウイングベイウォーキング・ポイント付与事業」と連携し、市が行うがん検診を受けた方へも景品交換ポイントを付与することにより、受診率の向上を図るなど、市民の健康維持に取り組んでまいります。

予防接種につきましては、高齢者等に対する帯状疱疹ワクチンが予防接種法における定期接種となったことから、帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成を令和7年度から実施してまいります。

地域活動の支援につきましては、街路防犯灯の新設や更新などに要する費用の補助の上限額を引き上げるとともに、町会活動のデジタル化推進に対する支援を拡充するなど、町会の安定的な運営と住みよい地域づくりに向けた活動を支援してまいります。

住環境の整備につきましては、市営住宅の計画的な整備として、塩谷B住宅の建替などを進めるほか、次期空家等対策計画の策定と空き家の流通促進等に活用するため、市内全域の空家等実態調査を行います。

また、社会情勢の変化に対応した用途地域等の見直しに向け、土地利用の分析や、見直しの基本的な考え方の整理を行います。

持続可能な交通ネットワークの構築につきましては、小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定のための調査を実施するとともに、引き続き、生活バス路線の維持・確保を目的としたバス事業者への支援を行うほか、自動運転EVバスの実証運行を行い、課題整理や将来的な展開の可能性

について検討いたします。

物価高騰への対応としましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活者への支援として、先行して予算化した住民税非課税世帯への給付金に続き、住民税均等割のみ課税世帯への給付金の給付を行うとともに、学校給食費の食材費上昇分を補助し、保護者負担額を据え置くほか、市内経済の活性化と消費の下支えを図る、プレミアム付商品券事業を行います。また、事業者支援として、障害福祉施設、介護保険施設、保育施設と、公衆浴場・クリーニング事業者への支援を行います。

本市を取り巻く環境が変化を続ける中であって、活力あふれる持続可能なまちづくりを進めていくためには、これまで以上に市民や企業、団体の皆さんと対話を重ね、共通認識を持ちながら連携を深めていくことが重要です。

新たな時代を見据えて、本市が持つ様々な強みや魅力を、ともに守り、生かすことで、居住、移住、観光、投資の面から、「選ばれるまち」となるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第11号までの令和7年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、令和7年度一般会計予算の主なものについて、前年度の当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、定額減税の影響を受けていた個人市民税のほか、固定資産税の増収などにより、5.

6 パーセント、7 億 6, 680 万円増の 145 億 5, 660 万円を見込みました。

地方譲与税及び交付金につきましては、地方消費税交付金の増額が見込まれる一方、個人市民税の定額減税による減収補填として交付された地方特例交付金が減となることなどから、4.7 パーセント、1 億 9, 816 万円減の 40 億 422 万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、2.2 パーセント、3 億 4, 100 万円増の 158 億 8, 300 万円を見込みました。

次に、歳出について経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費につきましては、公債費で 4.7 パーセント、扶助費で 2.6 パーセントの増となりましたが、人件費で 0.7 パーセントの減となり、歳出合計に占める義務的経費の割合は、前年度を 2.2 ポイント下回る 48.6 パーセントとなりました。

行政経費につきましては、放課後児童クラブの運営業務を民間委託することにより、支援員の報酬等が減となる一方で委託料が増となるほか、ウイングベイ小樽に、地域子育て支援拠点として新たに開設する「おやこの集いの場」の整備・運営事業費、観光客の一極集中に伴う過度の混雑やマナー違反から、住民生活への影響や観光客の満足度の低下を抑制する「オーバーツーリズム対策事業費」などの計上により、4.3 パーセントの増となりました。

建設事業費につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事や公会堂の屋根改修が終了した一方で、後志共同消防指令センターや、第 3 号ふ頭基部の緑地整備事業費が前年度より増となるほか、住宅事業特別会計の廃止に伴い、一般会計で実施する市営住宅の建替及び改善事業費が増となることなどにより、82.3 パーセントの

増となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、「民間保育施設等整備支援事業費補助金」が減となった一方で、地方創生臨時交付金を活用し実施する「定額減税調整給付金給付事業費」や「おたるプレミアム付商品券事業費」の増などにより、1.2パーセントの増となりました。

維持補修費につきましては、観光物産プラザの施設維持補修費が減となりましたが、除雪費のほか、既存市営住宅の設備等更新費用の増などにより、2.4パーセントの増となりました。

積立金につきましては、新たに令和6年度に創設した「環境資金基金」の増などにより、1.6パーセントの増となりました。

繰出金につきましては、港湾整備事業、下水道事業、簡易水道事業の減のほか、住宅事業については、特別会計の廃止に伴い減となりましたが、他の特別会計と企業会計では増となり、全体では0.6パーセントの増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、被保険者数の減少に伴い、保険給付費において、4.5パーセント減となる95億635万円を見込みました。

歳入では、保険給付費の減に伴う道支出金の減が見込まれるほか、保険料の総額は、4.3パーセント減の15億7,710万円と見込みました。

介護保険事業につきましては前年度対比で、保険給付費は2.1パーセント増の145億7,351万円、介護予防推進のための地域支援事業費は1.4パーセント増の6億52万円となりました。また、保険料は1.3パーセント増の25億5,296万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料18億2,123万円、

低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金 6 億 4, 8 1 2 万円及び事務費 6, 7 9 9 万円を、事業の実施主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」へ支出するものであり、前年度に比べ 6, 8 5 9 万円の増となりました。これは主に、被保険者数の増加に伴い、増となったためであります。

病院事業につきましては、診療単価向上の取組を継続し、収益の確保に努めているところでありますが、人件費の増分を補うまでには至っておらず、さらに、物価高騰により、医薬品などの費用の負担が大きくなる中、大変厳しい経営を余儀なくされているところであります。

令和 7 年度におきましては、引き続き、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、職員一丸となって、より一層の経営改善を図りながら、質の高い医療サービスの提供に努めてまいります。

水道事業につきましては、将来にわたり安定的に水を供給するため、「第 2 次小樽市上下水道ビジョン」などに基つき、老朽化した管路や浄水場などの施設の更新・耐震化などの工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和 7 年度末においても資金余剰となる見込みですが、経常的経費が増加するため、今後とも更なる効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、水道事業と同様、「第 2 次小樽市上下水道ビジョン」などに基つき、処理場・ポンプ場における機械・電気設備や汚水管などの老朽化した施設を更新・耐震化するほか、色内ふ頭護岸改修工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和 7 年度末においても資金余剰となる見込みですが、水道事業と同様に経常的経費が増加するため、今後の事業運営に当たりましては、より一層、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、公共工事に伴う土砂の搬入量

は減少するものの、ほかの廃棄物は一定程度の搬入量が見込まれることから、資金収支の見通しは、令和7年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも事業運営に当たりましては、効率的で健全な経営に努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、引き続き、効率的な事業運営に努めてまいります。

なお、石狩西部広域水道企業団からの受水にかかる年間基本水量について、令和7年度からの新たな覚書を交わし、費用負担が大幅に減少することにより、資金収支の見通しは、令和7年度末において資金余剰となる見込みとなっております。

以上の結果、令和7年度の財政規模は、一般会計では661億7,597万6,000円、特別会計では313億3,152万円、企業会計では287億8,545万8,000円、全会計では1,262億9,295万4,000円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計で6.7パーセントの増、特別会計で3.3パーセントの減、企業会計で1.4パーセントの増となり、全会計では2.8パーセントの増となりました。

次に、議案第12号から議案第17号までの令和6年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第12号につきましては、一般会計において、除雪費において不足が見込まれるため、所要の補正を計上いたしました。今後も継続して除排雪作業を実施する必要があることから、「先議」をお願いしたいと考えております。

議案第13号の一般会計の主なものとしたしましては、歳出では決算見込額の精査により、国の地方創生臨時交付金を活用した事業を減額するほか、保育所、幼稚園等における給付費算定の基礎となる国の公定価

格の改定に伴い、「教育・保育給付費負担金」を増額いたしました。このほか、将来の公債費負担に備えて減債基金積立金を計上いたしました。

歳入では、市税や再算定による普通交付税のほか、財源対策として市債を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに４億９，７４３万５，０００円の増となり、財政規模は、６億７，６９７万７，０００円となりました。

次に、議案第１４号から議案第１６号までの特別会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業では、決算見込みの精査により、一般会計繰入金を増額又は減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第１７号の下水道事業会計補正予算について説明申し上げます。

下水道事業会計につきましては、中央下水終末処理場の水処理施設機械設備更新事業において、工事の遅れに伴い、事業費の減額と債務負担行為の変更を行うなど、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第１８号から議案第３６号までについて説明申し上げます。

議案第１８号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案につきましては、刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第１９号 情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第２０号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を

改正する条例案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員に係る時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大するとともに、国家公務員に準じ、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるものであります。

議案第21号 職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、昇格時における給料月額の上昇幅を拡大するとともに、扶養手当の見直しを行うほか、暫定再任用職員に対して住居手当及び寒冷地手当を新たに支給するなど、給与制度の見直しを行うものであります。

議案第22号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、会計年度任用職員の処遇改善を図る目的で、その勤勉手当の支給割合を正規職員と同様の支給割合に引き上げるとともに、期末手当の支給割合を均等化するものであります。

議案第23号 職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員退職手当法等の一部改正に準じ、失業者の退職手当の支給に係る改正を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 市税条例及び宿泊税条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであります。

議案第26号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料に係る賦課限度額を改定するとともに、保険料軽減の対象となる所得の基準額を引き上

げるほか、保険料の賦課割合を変更するものであります。

議案第 27 号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法施行令の一部改正に伴い、木造建築物の柱の小径及び必要壁量についての基準を改めるものであります。

議案第 28 号 公共船客待合所条例の一部を改正する条例案につきましては、港湾室庁舎内の内航船客公共待合所を、同庁舎の解体に伴い、一旦廃止し、その後、令和 7 年度に供用開始を予定している小樽港観光船ターミナル内に再設置するものであります。

議案第 29 号 水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、建設業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 30 号 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金支給額の勤務年数による区分を改定するものであります。

議案第 31 号及び議案第 32 号の工事請負契約につきましては、手宮公園競技場トラック等改修工事及び公営住宅建替工事の請負契約を締結するものであります。

議案第 33 号 市道路線の認定につきましては、新たに梅広線を認定するものであります。

議案第 34 号 市道路線の変更につきましては、朝里川温泉橋通線の終点を変更するものであります。

議案第 35 号及び議案第 36 号の工事請負契約につきましては、公営住宅建替機械設備工事及び後志共同消防指令センター整備工事の請負契約を締結するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。